

令和 3 年

山形県労働委員会年報

山形県労働委員会事務局

この年報は、令和3年1月から12月までの当委員会の活動状況を記録した  
ものです。

日頃から労働問題に携わり、あるいは、関心を寄せておられる方々に、広く  
御活用いただければ幸いです。

令和4年3月

山形県労働委員会事務局

# 目 次

<b>第1章 山形県労働委員会の概要</b>	頁
第1節 組織・権限・運営	2
第1 組 織	2
第2 権 限	2
第3 運 営	3
第2節 委 員	4
第3節 あっせん員候補者	5
第4節 事務局組織一覧	6
<b>第2章 山形県労働委員会の活動状況</b>	
第1節 労働争議の調整	8
第1 概 況	8
第2 令和3年調整事件一覧	8
第3 事件処理状況	9
第4 争議行為予告通知の受理及び実情調査状況	10
第2節 個別労働関係紛争のあっせん	11
第1 概 況	11
第2 令和3年個別労働関係紛争あっせん事件一覧	11
第3 事件処理状況	12
第3節 不当労働行為救済申立事件の審査	14
第1 概 況	14
第2 令和3年不当労働行為救済申立事件一覧	14
第3 事件処理状況	15
第4 審査の目標期間及び目標の達成状況	16
第4節 再審査及び行政訴訟事件の状況	17
第1 概 況	17
第2 令和3年行政訴訟事件一覧	18
第3 行政訴訟事件の状況	19
第5節 労働組合の資格審査	26
第1 概 況	26
第2 令和3年資格審査一覧	26
第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項による非組合員の 範囲の認定及び告示の状況	26

第7節	労働委員会活性化のための取組み	27
第1	労働相談	27
第2	労使間トラブルの未然防止の取組み	28
第3	周知広報の取組み	31
第8節	会 議	33
第1	令和3年会議一覧	33
第2	総 会	34
第3	公益委員会議	38
第4	主な各種連絡会議	40
第9節	研 修	42
第1	委員研修	42
第2	事務局職員研修	43

### 第3章 統 計 諸 表

第1表	取扱開始事件数の推移	46
第2表	調整事件数（手続事由別）	47
第3表	調整事件数（終結事由別）	47
第4表	調整事件数（産業別）	48
第5表	調整事件数（調整事項別）	49
第6表	個別労働関係紛争のあつせん事件数	50
第7表	不当労働行為救済申立事件の審査状況	51
第8表	不当労働行為救済申立事件数（産業別）	52
第9表	不当労働行為救済申立事件係属数の推移	53
第10表	労働組合の資格審査状況	54

### 参 考 資 料

歴代会長・会長代理一覧	56
-------------	----

## 第 1 章

# 山形県労働委員会の概要

## 第1節 組織・権限・運営

### 第1 組 織

県労働委員会は、労働組合法第19条の12第1項及び地方自治法第180条の5第2項の規定により設置されている県の機関であり、使用者を代表する者（使用者委員）、労働者を代表する者（労働者委員）及び公益を代表する者（公益委員）各5人、計15人の委員で組織されている。

使用者委員は使用者団体の推薦に基づいて、労働者委員は労働組合の推薦に基づいて、公益委員は公平中立で、学識や経験の豊かな人の中から使用者委員及び労働者委員の同意を得て、知事が任命する。任期は2年である。

労働委員会は、労働関係調整法第10条の規定により、労働争議の解決を図るため、学識経験を有する者をあっせん員候補者として委嘱している。

また、労働委員会には、その事務の処理にあたる事務局が設置され、事務局長以下の職員が配置されている。

### 第2 権 限

- 1 県労働委員会の職務権限は、労働組合法（労組法）、労働関係調整法（労調法）、地方公営企業等の労働関係に関する法律（地公労法）によって、次のように定められている。
  - (1) 労働組合の資格審査（労組法第5条、第11条）
  - (2) 不当労働行為の審査（労組法第7条、第27条）
  - (3) 労働協約の拡張適用の決議（労組法第18条）
  - (4) 事務を行うために必要な強制権限（労組法第22条）
  - (5) 争議行為発生届の受理（労調法第9条）
  - (6) 労働争議のあっせん（労調法第10条～第16条、地公労法第4条）
  - (7) 労働争議の調停（労調法第17条～第28条、地公労法第14条）
  - (8) 労働争議の仲裁（労調法第29条～第35条、地公労法第15条）
  - (9) 特別調整委員に関する意見又は同意（労調法施行令第1条～第1条の10）
  - (10) 公益事業に関する争議行為予告通知受理（労調法第37条）
  - (11) 労調法第37条違反に対する公訴請求（労調法第42条、同法施行令第11条）
  - (12) 地方公営企業体等職員の結成する労働組合に関わる非組合員の範囲の認定、告示（地公労法第5条）
- 2 平成13年10月1日から地方自治法第180条の2の規定により知事から委任を受けて、個別労働関係紛争のあっせんを行っている。

### 第3 運 営

労働委員会は、民間から選ばれた公・労・使の三者構成による合議制の行政機関であり、毎月開催する定例総会において、全般的な議題が処理される。

具体的な事案によって、調停委員会、仲裁委員会が設けられることがあり、あっせんは、あっせん員候補者の中から会長が指名した者がこれにあたる。

また、労働委員会規則第9条第1項に規定する事項（前掲「権限」の（1）、（2）、（11）、（12））は、公益委員会議において処理される。

なお、労働委員会規則第86条の規定により、公・労・使の三者構成による全国及び地域別（北海道及び東北）の連絡協議会等が設置され、労働委員会相互の連絡を密にし、その事務処理に必要な統一と調整を図っている。

## 第2節 委 員

第47期委員（任期 令和3年3月22日～令和5年3月21日）

令和3年12月31日現在

区分	氏 名	現 職	備 考
公益委員	◎山 上 朗	弁 護 士	6 期 再 任
	○村 山 永	弁 護 士	4 期 再 任
	阿 部 未 央	東 北 学 院 大 学 教 授	4 期 再 任
	大 泉 享 子	社会福祉法人山形県社会福祉事業団監事	2 期 再 任
	吉 原 元 子	山 形 大 学 准 教 授	新 任
労働者委員	館 内 悟	連 合 山 形 事 務 局 長	4 期 再 任
	朝 倉 義 幸	電機連合西奥羽地方協議会・ 山形地域協議会事務局長	2 期 再 任
	齋 藤 奈緒子	連 合 山 形 女 性 委 員 会 参 与	2 期 再 任
	渡 部 貴 之	自治労県本部副執行委員長（兼） 自治労山形県職員連合労働組合 中央執行委員長	2 期 再 任
	齋 藤 和 喜 (R3. 11. 11～)	東北電力労働組合山形県本部委員長	新 任
使用者委員	石 堂 栄 一	酒 田 商 工 会 議 所 参 与	5 期 再 任
	丹 哲 人	（一社）山形県経営者協会専務理事	5 期 再 任
	高 橋 紀美子	（株）秀電社代表取締役会長	4 期 再 任
	石 原 信 義	山形パナソニック（株）取締役 執行役員 管理センター長(兼)総務部長	4 期 再 任
	大 風 亨	（株）大風印刷代表取締役社長	3 期 再 任

※◎印 会 長  
○印 会長代理



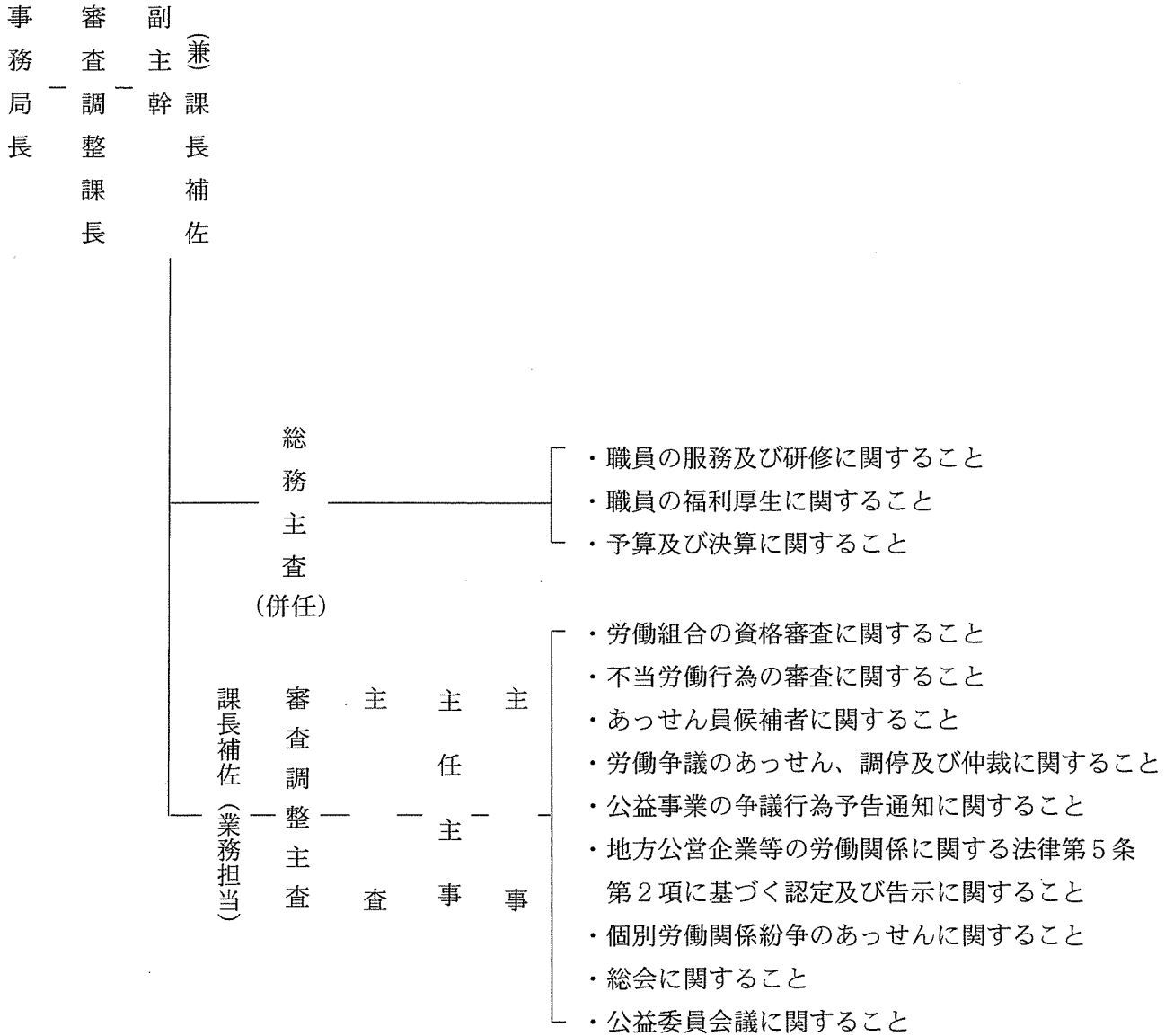
### 第3節 あっせん員候補者

令和3年12月31日現在

氏名	現職
山上 朗	山形県労働委員会会長 弁護士
村山 永	山形県労働委員会会長代理 弁護士
阿部 未央	山形県労働委員会委員 東北学院大学教授
大泉 享子	山形県労働委員会委員 社会福祉法人山形県社会福祉事業団監事
吉原 元子	山形県労働委員会委員 山形大学准教授
舘内 悟	山形県労働委員会委員 連合山形事務局長
朝倉 義幸	山形県労働委員会委員 電機連合西奥羽地方協議会・山形地域協議会事務局長
齋藤 奈緒子	山形県労働委員会委員 連合山形女性委員会参与
渡部 貴之	山形県労働委員会委員 自治労県本部副執行委員長（兼） 自治労山形県職員連合労働組合中央執行委員長
齋藤 和喜	山形県労働委員会委員 東北電力労働組合山形県本部委員長
石堂 栄一	山形県労働委員会委員 酒田商工会議所参与
丹 哲人	山形県労働委員会委員 （一社）山形県経営者協会専務理事
高橋 紀美子	山形県労働委員会委員 （株）秀電社代表取締役会長
石原 信義	山形県労働委員会委員 山形パナソニック（株）取締役 執行役員 管理センター長（兼）総務部長
大風 亨	山形県労働委員会委員 （株）大風印刷代表取締役社長
富樫 健治	山形県労働委員会事務局長
関 信彦	山形県労働委員会事務局審査調整課長

## 第4節 事務局組織一覧

令和3年4月1日現在



## 第 2 章

# 山形県労働委員会の活動状況

## 第1節 労働争議の調整

### 第1 概 況

令和3年における調整事件の取扱いはあっせん事件のみで、その取扱件数は1件で、内訳は令和3年新規1件であった。

申請は、労働者から1件で、処理状況は、翌年繰越1件となっている。

また、労働関係調整法第37条の規定による争議行為予告通知については、当委員会で受理したものが3件、中央労働委員会で受理したもののうち本県に労働組合の組織があるものが16件、併せて19件あり、その全てについて実情調査を行っている。

なお、集团的労使紛争に関する相談件数は、10件であった。

### 第2 令和3年調整事件一覧

事 件 番 号 及 事 件 名	調 整 区 分	申 請 者	申 請 者	申 請 年 月 日	指 名 年 月 日	調 整 日 数
			被 申 請 者	申 請 事 項	終 結 年 月 日	終 結 事 由
令和3年 第1号 A あっせん事件	あっせん	労	Bユニオン(79名) 〈上部団体〉 連合山形	R3. 11. 17	R3. 12. 17	— ( — )
			株式会社A	・パワハラ、暴行 および解雇通知に より退職せざるを 得なくなったこと による逸失利益、 精神的苦痛に対す る慰謝料の請求	翌年繰越	—

(注) 申請日と受付日が異なる場合は、申請日欄には受付日を記載している。

調整日数は申請日から終結日までの日数である。

( ) 内の日数は、あっせん員指名から終結日までの日数を示す。

### 第3 事件処理状況

取扱ったあっせん事件の処理状況は次の表のとおりである。

令和3年第1号Aあっせん事件	[翌年繰越]
申請の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・従業員Cは、正社員として株式会社Aに入社したが、持病があり、入社時に主治医からの就労可能の診断書を提出。</li><li>・従業員Cは、日頃から同僚や上司に揶揄されたり理不尽な扱いを受けたりしていたが、ある日先輩からの繰り返しの暴言に我慢できず、工具等を投げつけ帰ろうとしたところ、先輩から地面に投げ飛ばされ馬乗りで首を押さえつけられる等の暴行を受けた。</li><li>・その後2日間欠勤したところ、株式会社Aから解雇通知（諭旨解雇）が送付された。解雇理由は遅刻・早退・欠勤が多いこと。</li><li>・持病の関係もあり、従業員Cの欠勤が多かったことは事実であるが、解雇通知には暴行の件については一切触れられていなかった。</li><li>・従業員CはBユニオンに加盟し、株式会社Aと計3回の団体交渉を行った。Bユニオンからは「会社都合による合意退職と、慰謝料として賃金2～3か月分の金銭解決」を提案したところ、株式会社Aは弁護士に相談したうえで「会社都合による合意退職は受け入れるが、金銭の支払いはしない」と主張し、交渉決裂となったため、Bユニオンはあっせん申請を行った。</li><li>・事件は令和4年に繰越係属となっている。</li></ul>

#### 第4 争議行為予告通知の受理及び実情調査状況

令和3年12月31日現在

番号	予告通知者	業種	争議行為の目的	受付年月日	予告年月日	調査結果			
						争議	終結	継続	その他
1	国鉄労働組合	運輸	賃上げ等	R3. 2. 12	R3. 2. 25 以降	無	○		
2*	山形県医療労働組合連合会	医療	賃上げ等	R3. 2. 22	R3. 3. 10 以降	有	○		
3	公立学校共済組合職員労働組合	医療	賃上げ等	R3. 2. 22	R3. 3. 11 以降	無		○	
4	全日本建設交運一般労働組合	運輸	賃上げ等	R3. 2. 22	R3. 3. 5 以降	無	○		
5	全国電力関連産業労働組合総連合	電気	賃上げ等	R3. 3. 1	R3. 3. 12 以降	無	○		
6	エヌ・ティ・ティ労働組合	通信	賃上げ等	R3. 3. 1	R3. 3. 15 以降	無	○		
7	全日本港湾労働組合	運輸	賃上げ等	R3. 3. 1	R3. 3. 10 以降	無	○		
8	全国港湾労働組合連合会	運輸	賃上げ等	R3. 3. 2	R3. 3. 13 以降	無	○		
9	全日本運輸産業労働組合連合会	運輸	賃上げ等	R3. 3. 4	R3. 3. 19 以降	無	○		
10	日本私鉄労働組合総連合会	運輸	賃上げ等	R3. 3. 8	R3. 3. 19 以降	無	○		
11*	山形県医療労働組合連合会	医療	一時金等	R3. 5. 19	R3. 6. 2 以降	無	○		
12	全国港湾労働組合連合会	運輸	一時金、 労働条件等	R3. 5. 21	R3. 6. 1 以降	無	○		
13	全日本運輸産業労働組合連合会	運輸	一時金等	R3. 5. 28	R3. 6. 11 以降	無	○		
14	全国港湾労働組合連合会	運輸	産別協定の 履行	R3. 7. 28	R3. 8. 8 以降	無	○		
15*	山形県医療労働組合連合会	医療	一時金等	R3. 10. 2	R3. 11. 4 以降	有	○		
16	全日本建設交運一般労働組合	運輸	一時金等	R3. 10. 13	R3. 10. 28 以降	無	○		
17	全日本運輸産業労働組合連合会	運輸	一時金等	R3. 10. 29	R3. 11. 11 以降	無	○		
18	全日本国立医療労働組合	医療	賃上げ等	R3. 11. 5	R3. 11. 25 以降	無		○	
19	日本私鉄労働組合総連合会	運輸	労働条件等	R3. 11. 9	R3. 11. 23 以降	無	○		

(注) 1 番号中\*印は、本県労働委員会が争議行為予告を受理したものであり、その他は、中央労働委員会を經由して通知があったものである。

2 実情調査は、本県内に執行機関を有する組合組織のみを対象に行っている。

## 第2節 個別労働関係紛争のあっせん

### 第1 概 況

令和3年における個別労働関係紛争のあっせん取扱件数は3件で、内訳は令和2年からの繰越が1件、令和3年新規申請が2件であった。

取り扱った3件のあっせんの主な内容は、「賃金等」に関するものが1件、「労働条件等」に関するものが1件、「パワハラ・嫌がらせ」に関するものが1件であった。

事件の処理状況は、解決金の支払いにより「解決」したものが1件、使用者側が事情聴取に応じず「不開始」となったものが1件、「翌年繰越」となったものが1件であった。

### 第2 令和3年個別労働関係紛争あっせん事件一覧

事 件 番 号 及 事 件 名	申 請 者	申 請 者	申 請 年 月 日	指 名 年 月 日	調 整 日 数
		被 申 請 者	申 請 事 項	終 結 年 月 日	調 整 回 数
令和2年 第5号 A 個別あっせん事件	労	労働者(1名)	R2.12.8 (賃金減額)	R3.1.20	74日
		株式会社A	・賃下げの撤回 ・過去の賃下げ分の返還	R3.2.19 解決	(31日) 1回
令和3年 第1号 B 個別あっせん事件	労	労働者(1名)	R3.9.13 (労働条件等)	—	74日
		株式会社B	・取得できなかった有休分の給料の請求 ・退職に伴う手続きが遅れたことの精神的苦痛に対する慰謝料の請求	R3.11.25 不開始	0回
令和3年 第2号 C 個別あっせん事件	使	株式会社C	R3.12.13 (パワハラ・嫌がらせ)	(繰越)	
		労働者(1名)	・早期かつ円満な雇用関係の解消		

(注) 申請日と受付日が異なる場合は、申請日欄には受付日を記載している。

調整日数は申請日から終結日までの日数である。

( ) 内の日数は、あっせん員指名から終結日までの日数を示す。

### 第3 事件処理状況

係属したあっせん事件の処理状況は次の表のとおりである。

令和2年第5号A個別あっせん事件		[解決]
申請の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請者は正社員(教習所指導員)として勤務。定年退職後に再雇用され、嘱託として勤務を継続している。</li><li>・業務内容は正社員の時と全く同じであるのに、身分が嘱託に切り替わったことで、基本給が引き下げられた。会社側から、コロナ禍の厳しい状況、更にこれまで再雇用された従業員との公平性の確保のため、賃下げはやむを得ないという説明があった。</li><li>・今までも何度か賃下げがあったが、それらは何ら根拠のあるものではなく、でたらめに行われてきた。一方で管理職手当の増額や職員の増員などを行っている。そのような中で私の賃金を下げるといふことに納得がいかない。</li><li>・申請者は、賃下げの撤回及び過去の賃下げ分の返還を求めて、あっせんを申請した。</li></ul>	
あっせんの経過等	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請者は退職後再雇用時の賃下げ及び過去の賃下げについて、将来に向けた復元を要求したが、被申請者はいずれの要求も呑むことはできないとの意向を示した。</li><li>・被申請者の意向を申請者に伝えたうえで、嘱託労働契約更新の際に賃金の増額について誠意をもって話し合う旨の内容であれば提案する余地があることを説明したところ、申請者は誠意をもって話し合うことに加えて、解決金の支払い及び清算条項は含めないことを要求した。これに対し、被申請者は解決金を支払うことはできないとの意向を示した。</li><li>・あっせん員による協議後、両当事者に対し、①次回契約更新の際に賃金の増額について誠意を持って話し合うこと、②被申請者から申請者に対して解決金〇万円を支払うこと、③清算条項及び口外条項を含めること、という内容での合意について説得を行ったところ、両当事者とも応じる意向を示し、本事件は解決した。</li></ul>	



令和3年第1号B個別あっせん事件		[不開始]
申請の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者はパート(アクセサリー・雑貨販売等)として勤務。</li> <li>・ 勤務中に体調不良となり、仕事を抜けて医療機関を受診したが、受診が長引き店舗に戻ることができず、それが原因で通常より早く閉店となった。</li> <li>・ 後日会社に連絡したところ、「体調的に無理なんだろう?」「2日も無断欠勤したので、退職でいいね?」とのことで、有休消化については「退職にするので、無理だ」と言われた。退職届を出すよう言われ、体調不良により退職する旨記入し、郵送した。</li> <li>・ 健康保険証と離職票の手続き書類などが届いたのは約1か月後であり、その間医療費は一旦全額自己負担せざるを得ず、精神的な苦痛を受けた。</li> <li>・ 申請者は、残っていた有給休暇分の給料と、健康保険証及び離職票の手続きが遅れたことの精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求めて、あっせんを申請した。</li> </ul>	
あっせんの経過等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被申請者が事務局の事情聴取に応じず、あっせんを開始しても被申請者があっせんに応じる見込みがないと認められるため、本事件は不開始として終了した。</li> </ul>	

令和3年第2号C個別あっせん事件		[翌年繰越]
申請の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被申請者は、パート従業員(販売、レジ打ち等)として勤務。</li> <li>・ 被申請者は、従業員からパワハラを受けたり、従業員がストーカーに対して自身のメールアドレスを漏らしたりしたとして、申請者の事業部本部に訴えた。面談したところ、被申請者は内科医の診断書を提出するとともに、「もう職場には行きたくない」と告げたため、申請者側担当者から「今月は入社しなくていい」と伝えた。</li> <li>・ 後日、被申請者及びその実姉から事業部本部に電話があり、パワハラで休んでいた分の休業補償を求める主張をした。</li> <li>・ 再度面談を行ったところ、被申請者側は「一刻も早く退職したい」「パワハラの加害者に損害賠償を求めたい」旨を新たに主張した。</li> <li>・ これに対し、申請者側は、パワハラの調査には相応の時間を要するうえに、違法行為が確認されること等が必要となるため、現時点では金銭を払う根拠はない旨を主張した。そのうえで、早期かつ円満な雇用関係の解消は双方の利害が一致すると思われるため、あっせんを利用してはどうかと打診したところ、被申請者側からは、あっせんを希望する旨の回答があった。</li> <li>・ 申請者は、早期かつ円満な雇用関係の解消を求め、あっせんを申請した。</li> <li>・ 事件は令和4年に繰越係属となっている。</li> </ul>	

### 第3節 不当労働行為救済申立事件の審査

#### 第1 概 況

令和3年における取扱件数は、令和2年6月3日に申立てのあった令和2年（不）第1号事件の1件であった。

本事件は、翌年に繰り越された。

#### 第2 令和3年不当労働行為救済申立事件一覧

事件 番号	事件名	申立人 区 分	申 立 年月日	申立概要	労組法 第7条 該当号	処理状況
山形労委 令和2年 (不)第1号	東北芸術 工科大学 不当労働 行為救済 申立事件	組合	R2.6.3	組合員及び組合に 対する行為が不利 益取扱い及び支配 介入に当たるとし て、不利益取扱い 等の禁止並びに謝 罪文の掲示及び新 聞各紙等への掲載 を求める申立て	1、3 号	翌年へ繰越し

### 第3 事件処理状況

令和2年（不）第1号

東北芸術工科大学不当労働行為救済申立事件

令和2年6月3日申立て

翌年へ繰越し

#### 1 当事者

- (1) 申立人 X組合
- (2) 被申立人 学校法人Y

#### 2 請求する救済の内容の要旨

- (1) 大学は、A組合員を大学の専任教員であり、教授への昇進可能な准教授として処遇しなければならない。
- (2) 大学は、A組合員に対する通勤交通費不正受給を理由とする懲戒処分をしてはならない。
- (3) 大学は、A組合員に対する尾行等をするなどしてプライバシー侵害等を行ってはならない。
- (4) 大学は、A組合員に対し、自らあるいは教職員を通じて、嫌がらせ（7項目）をしてはならない。
- (5) 陳謝文の大学校舎への掲示並びに新聞各紙及びイントラネットへの掲載。

#### 3 申立人主張の要旨

被申立人は、A女性講師がハラスメントを受けて組合に加入して以降、同人の雇用を否定する動きから始まって、同人に対する、プライバシー侵害と恐怖を抱かせる探偵を利用した情報収集を通じて、同人に脅しをかけ、大学から排除することによって、組合の職場への影響力を封じる（支配介入）とともに、A組合員に対しては、社会的・経済的な活動の基盤を奪い、心身の健康及び生活の平穩を奪うという前代未聞の不利益を与えた（不利益取扱い）。

これらの被申立人の行為は、労働組合法第7条第1号の不利益取扱い及び第3号の支配介入の不当労働行為に当たる。

#### 4 被申立人主張の要旨

本件申立ては、いずれも理由がないことから、除斥期間を経過したものに係る申立て

を却下する決定及びその余の申立てを棄却する命令をなすべきである。

## 5 審査の経過

審 査	期 日	内 容
第1回委員調査	R2. 12. 22	求釈明による争点整理作業
第2回委員調査	R3. 3. 23	求釈明による争点整理作業
第3回委員調査	R3. 7. 6	求釈明による争点整理作業
第4回委員調査 第1回和解手続	R3. 11. 30	和解の意向確認及び和解作業

## 第4 審査の目標期間及び目標の達成状況

### 1 審査の目標期間

労働組合法第27条の18に基づき、当委員会では、審査の目標期間を「1年3か月」と設定している（平成17年5月第453回公益委員会議決定事項）。

### 2 令和3年における審査期間の目標の達成状況

令和3年に審査が終了した不当労働行為救済申立事件はなかった。

## 第4節 再審査及び行政訴訟事件の状況

### 第1 概 況

令和3年において当委員会に係る再審査事件はなかった。

令和3年において仙台高等裁判所に係属した行政訴訟事件は1件（繰越し）であり、同年3月23日に判決が言い渡された。

当委員会は、同判決を不服として、同年4月6日、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行った。

最高裁判所は、同年12月24日、上告を棄却するとともに、上告受理申立てを上告審として受理する決定を行った。

同上告事件は、翌年に繰り越された。

## 第2 令和3年行政訴訟事件一覧

裁判所 事件番号	労組法 第7条 該当号	初審命令 内 容	当事者	訴訟提起 年 月 日	口頭弁論等 回 数	進捗 状況
初 審 事件番号				訴訟終結 年 月 日		
最高裁 令和3年 (行ツ)第135号 (行ヒ)第171号	2号	H31.1.15 (命令書 の日付)  一部救済	上告人:控訴審原告  被上告人:控訴審被告  (上告人側補助参 加人:二審原告側補 助参加人)	R3.4.6 訴訟提起  R3.12.24 上告棄却 上告受理 申立受理	—	翌年 へ繰 越し
仙台高裁 令和2年 (行コ)第8号			控訴人:一審被告  被控訴人:一審原告  (控訴人側補助参 加人:一審被告側補 助参加人)	R2.6.8 訴訟提起	口頭弁論 2回 弁論準備手続 5回 判決言渡 R3.3.23	
山形地裁 平成31年 (行ウ)第2号			原告:初審被申立人  被告:当委員会  (被告側補助参加 人:初審申立人)	H31.2.15 訴訟提起	口頭弁論 2回 弁論準備手続 4回 判決言渡 R2.5.26	
山形労委 平成27年 (不)第1号			申立人:X組合  被申立人:国立大学 法人Y	—		

### 第3 行政訴訟事件の状況

#### 1 控訴事件

##### (1) 事件の表示

訴訟提起 令和2年6月8日  
事件番号 令和2年(行コ)第8号  
事件名 Y不当労働行為救済命令取消請求控訴事件  
控訴人 山形県(処分行政庁 山形県労働委員会)  
被控訴人 国立大学法人Y  
補助参加人 X組合

##### (2) 控訴の趣旨

- ア 原判決を取り消す。
- イ 被控訴人の請求を棄却する。
- ウ 訴訟費用は、第一、第二とも被控訴人の負担とする。

##### (3) 控訴理由の要旨

- ア 原判決における「既に本件各交渉事項に係る団体交渉は終了しており、」との事実認定は明らかに誤りである。すなわち、55歳超の昇給抑制に関する最後の交渉となった平成26年12月19日の団体交渉の約3ヶ月後には本件救済申立を行っている事実も併せ考えると、補助参加人が本件各交渉事項にかかる団体交渉を継続させる意思を有していたことは明らかであり、「団体交渉が終了して」いたとの原判決の前記認定は、事実と反する誤った認定である。このように誤認された事実に基づく違法判断は失当である。
- イ また、控訴人が命じたのは、適切な資料を提示して誠実に交渉することであって、既に施行された規定を無効化して新たな合意をすることではない。改正規定が既に施行されていても、その改正の必要性・合理性を裏付ける十分な資料を示したうえで、改めて誠実に交渉することが可能であることは明らかである。そうした交渉の結果、補助参加人が納得するか、あるいは、同人が納得しなかったとしても、客観的にみて誠実な交渉(十分な説明)が行われたと評価できるに至れば、正常な集团的労使秩序が回復されたことになるのであり、労使間にこのような秩序回復をもたらすことが不当労働行為救済制度の存在意義である。

このように本件救済命令は、被控訴人に対してなんら不可能を強いるものでないことは明らかであるから、原判決の判断は誤りである。

ウ さらに、原判決は、いわゆる確認的命令であれば適法であるかの如き判示をしているが、確認的命令では労使秩序回復のために不十分な場合が少なくない。控訴人は、本件においては確認的命令では労使秩序回復に不十分と考えて作為(団交応諾)命令を選択したのであり、本件救済命令は、労働委員会の裁量の範囲において適切なものである。

エ なお、本件のように改正規定が既に施行されている場合であっても、団交応諾命令を発令する事例は、労働委員会の審査実務において普通にあり、原判決は、これを否定する独自の見解を示すものである。

#### (4) 被控訴人の主張要旨

本件救済命令が被控訴人に「不可能を強いるもの」として違法となるとした原判決の判断は、団体交渉の意義、目的の解釈に関する裁判例及び労働法における通説的な文献に記載された解釈、並びに本件各交渉事項に関する事実関係に則した相当な判断となっているものであり、これが不相当であるとする控訴人主張には、全く理由がないものである。

#### (5) 判決の要旨

##### ア 主文

(ア) 本件控訴を棄却する。

(イ) 控訴費用は、補助参加によって生じたものを補助参加人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

##### イ 事実及び理由の要旨

本件においては、本件各交渉事項に係る昇給抑制又は賃金引下げの実施から4年前後を経過した平成31年1月15日の時点において、本件各交渉事項について被控訴人と補助参加人とが改めて団体交渉をしても、補助参加人にとって有意な合意を成立させることは事実上不可能であったと推認できることができ、このような推認を覆すに足りる証拠はない。

そうすると、仮に、被控訴人に本件救済命令が指摘するような不当労働行為があったとしても、本件救済命令が、平成31年1月15日の時点において、被控訴



人に対し、本件各交渉事項について、補助参加人と更なる団体交渉をするように命じたことは、労働委員会規則33条1項6号の趣旨にも照らし、裁量権の範囲を逸脱したものといわざるを得ない。

これに対し、控訴人は、被控訴人の不当労働行為の内容等に鑑みると、不当労働行為救済制度の趣旨である正常な集団的労使紛争を回復するためには、被控訴人に更なる団体交渉を命ずることが必要であり、それができないと、就業規則の強行的な不利益変更等を推奨することにもなりかねない旨主張し、補助参加人も、同旨の主張をするほか、本件救済命令は、あくまでも誠実な団体交渉を命じたものであって、結果として合意に至るべきことを強制するものではない旨主張する。

しかし、上記の認定判断は、一般に、使用者が一方的に団体交渉を打ち切って交渉事項に係る就業規則を使用者の意図どおりに改正すれば、労働委員会は使用者に不当労働行為が認められても更なる団体交渉を命ずることができなくなるとするものではなく、本件に現れた具体的な事情により、団体交渉の目的達成が事実上不可能になったと認められることによるものである。また、正常な集団的労使秩序の回復は不当労働行為救済制度の目的とするところであるが、団体交渉が最終的には労使間の一定の合意の成立を目的とするものであることからすると、使用者に対し、事実上、労働組合にとって有意な合意の成立が不可能となった事項に関して労働組合との団体交渉を命ずることは、目的を達成する可能性がない団体交渉を強いるもので行き過ぎといわざるを得ないし、このような命令によらなくても、いわゆるポスト・ノーティス命令によって正常な集団的労使秩序の回復を図ることも考えられ、それが効果として十分であるともいい難い。

したがって、控訴人らの主張は採用することができない。

## 2 上告及び上告受理申立事件

### (1) 事件の表示

訴訟提起 令和3年4月6日

事件番号 令和3年(行ツ)第135号、同年(行ヒ)

事件名 Y不当労働行為救済命令取消請求上告事件

控訴人 山形県(処分行政庁 山形県労働委員会)

被控訴人 国立大学法人Y

補助参加人 X組合

(2) 上告の趣旨

原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(3) 上告受理申立の趣旨

ア 本件上告を受理する。

イ 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

(4) 上告理由の要旨

ア 本件において問題となっている労組法7条2号の不当労働行為に含まれる不誠実団交の類型においては、使用者は、自己の主張の根拠を具体的に説明したり、必要な資料を提示するなどして、誠実に交渉することが求められているのであって、譲歩して合意する義務まで課されているわけではない。使用者は、具体的な説明や必要な資料提示をする必要があり、かつ、それで足りるのである。具体的な説明や必要な資料提示が不足している場合には、労働者側には、それらを求める権利が、合意成立の可能性とは無関係に、あると言わねばならず、これらが不足していると労働委員会が判断すれば、団交応諾命令を発するのは裁量権の範囲である。

イ 原判決が被上告人の財政状況を認定した証拠(原判決4頁、14行目に列挙されたもの)は、昇給抑制・賃金引下げが実施される前の財政状態に関するものであり、上告人が本件団交応諾命令を発した平成31年1月時点における大学の財政状態を示すものではない。原判決は、上記①において4年という時間の経過を重視しているのであるから、大学の財政状態を援用するのであれば、4年経過後(命令発令時)の財政状態を援用するものでなければ、一貫しない(4年あれば、財政状態が変動(好転)している可能性もある)。平成27年時点の財政状態をもって組合にとって有意な合意を成立させることが事実上不可能というのであれば、改正規定の実施直後であっても(実施から年数が経過していなくとも)、組合にとって有意な合意は不可能ということになるはずである。

このように、原判決は理由に食違があると言わねばならない。

(5) 上告受理申立理由の要旨

ア 労働組合法7条2号は、使用者が雇用する労働者の代表と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒んではならないとするものであるが、それ以上に、使用者に対して譲歩や合意の成立を強制するものではない。

これに対し原判決の判断は、結局のところ、たとえ当該団体交渉のテーマが義務的団交事項であっても、労働組合にとって有意な合意が成立する可能性のない状況下においては、使用者には、労働組合法7条2号所定の団体交渉に応じる義務はない（同条号の適用がない、あるいは、同条号にいう「正当な理由」がある）と言うに等しいものである。

また、本件救済命令発出時において、補助参加人にとって有意な合意を成立させることが事実上不可能であったとは言えない。

原判決がいう補助参加人にとって有意な合意とは、具体的にいかなる合意を指すのか必ずしも明確ではないが、たとえば、平成27年に遡及しない、交渉妥結時点からの昇給抑制・賃金引下げの見直し（特に、抑制・引下げを完全に止めるのではなく、その程度を緩和する形での見直し）や、一回的な代償措置を講じることの合意、あるいは将来的な見直しのための条件設定についての合意（当面は平成27年実施の抑制・引下げを維持するが、被上告人兼相手方の財政状態ないし経営成績がある線まで改善したときには見直す、あるいは見直しの協議に入るという合意など）をすることは、補助参加人にとって十分に意味がある。そしてこのような合意は本件救済命令発出時においても十分に可能であったし、少なくとも不可能と断定することはできない。さらにいえば、被上告人兼相手方が適切な資料を提示して説得的な説明を行うことにより、これに補助参加人が納得して、当初提案通りの内容で合意が成立することもあり得ないではない（補助参加人の交渉態度からして、このような可能性はあり得ると思われる）のであり、このような経過による決着も有意な合意ということができるのである。

イ 原判決は、労働委員会規則33条1項6号の解釈を誤っている。同号に関する解釈及び裁判例からすれば、同号は、救済命令の種類・内容の取捨選択に関する労働委員会の裁量権の範囲とは無関係な条文であることは明らかであり、原判決は法令の解釈を誤っている。

ウ 労働組合法27条の12第1項は、労働委員会の救済命令等の発出権限（及びその

義務)を定めたものであるが、救済命令の内容に関する労働委員会の裁量権を基礎付ける規定でもあると解されるところ、原判決はその解釈を誤り、最高裁判所の判例に反する判断をしている。

原判決は、本件においては団交応諾命令ではなくポスト・ノーティス命令等を発すべきとするが、ポスト・ノーティス命令や確認的命令では、正常な労使関係秩序の回復のためには不十分な場合が少なくない。使用者の中には労働組合との交渉そのものを嫌悪する者が少なくなく、団体交渉を回避できるのであれば、他の(団交応諾命令以外の)命令は甘受する(あるいは、そのような命令は意に介しない)という態度の者もいるのである。このような使用者との関係においては、ポスト・ノーティス命令や確認的命令では効果は不十分であり、まさに交渉継続中に労働条件の不利益変更を強行した使用者の「やったもん勝ち」を追認するようなものである。

本件における使用者である被上告人兼相手方は、人事院勧告準拠をお題目のごとく繰り返すばかりで、昇給抑制・賃金引下げ(特にその程度)に関し説得的な理由も資料も提示していなかったものであり、団体交渉をやり直させて、あるべき交渉の仕方を体得させる必要性は高いと言える。このような判断から、上告人兼上告受理申立人は団交応諾命令を選択しており、この判断は、裁量権の範囲にあるものであって、当然に尊重されるべきである。

(6) 上告棄却及び上告受理申立受理の決定

決 定 日 令和3年12月24日

理 由 本件上告の理由は、違憲及び理由の食い違いを言うが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに民訴法312条1項又は2項に規定する事由に該当しない。

本件申立の理由によれば、本件は、民訴法318条1項の事件に当たる。

### 3 審理の経過

審 理	期 日	内 容
第5回弁論準備手続 第2回口頭弁論	R3. 1. 22	<ul style="list-style-type: none"><li>・和解合意に至らなかったため、弁論準備手続は終了。</li><li>・裁判官は、追加の主張及び証拠提出がないことを当事者及び補助参加人に確認し、審理は終結。</li><li>・裁判官は、判決言渡を3月23日（火）午後1時半から行うと告知。</li></ul>
判 決 言 渡	R3. 3. 23	控訴審判決
上告及び上告受理 申立書提出	R3. 4. 6	<ul style="list-style-type: none"><li>・控訴審判決の取消を求める。</li><li>・上告理由及び上告受理申立理由は追って示す旨記載。</li></ul>
上 告 棄 却 上告受理申立受理	R3. 12. 24	<ul style="list-style-type: none"><li>・上告理由は、民訴法312条1項又は2項に規定する事由に該当しない。</li><li>・申立理由は、同法318条1項の事件に当たる。</li></ul>

### 4 緊急命令申立事件

令和3年における緊急命令申立事件はなかった。

## 第5節 労働組合の資格審査

### 第1 概 況

令和3年における取扱件数は、不当労働行為救済申立てに関するものが1件、労働者委員候補者推薦に関するものが2件である。

処理状況は、適合決定が2件、翌年への繰越しが1件である。

### 第2 令和3年資格審査一覧

番号	申請年月日	組 合 名	申請目的	処理状況
1	R2. 6. 3	おきたまユニオン	不当労働行為救済申立て	翌年へ繰越し
2	R3. 1. 8	自治労山形県国民健康保険団体連合会	労働者委員候補者推薦	R3. 1. 21 適合決定
3	R3. 9. 30	自治労山形県国民健康保険団体連合会	労働者委員候補者推薦	R3. 10. 14 適合決定

## 第6節 地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項 による非組合員の範囲の認定及び告示の状況

令和3年において地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項による非組合員の範囲の認定及び告示はなかった。

## 第7節 労働委員会活性化のための取組み

### 第1 労働相談

#### 1 労働相談（労働悩みごと相談会、日曜労働悩みごと相談会、電話・来庁等相談）

令和3年に、労働悩みごと相談会、日曜労働悩みごと相談会及び事務局への電話・来庁等相談で受け付けた相談は98件で、この内、労働者側からの相談が89件、使用者側からの相談が8件、いずれか不明が1件であった。

相談事項別件数は186件で、「経営又は人事」に関することが61件（32.8%）であり、次いで「労働条件等」に関することが45件（24.2%）、「職場の人間関係」に関することが37件（19.9%）、「賃金等」に関することが18件（9.7%）であった。

		労働者	使用者	双方	不明	計
相談件数		89	8		1	98
相談事項別件数 ※		172	13		1	186
経営又は人事		54	7			61
ア	解雇	15	2			17
イ	配置転換、出向・転籍	4				4
ウ	復職	1				1
エ	懲戒処分					
オ	退職	25	4			29
カ	勤務延長、再雇用					
キ	その他経営又は人事	9	1			10
賃金等		18				18
ク	賃金未払い	9				9
ケ	賃金増額					
コ	賃金減額	1				1
サ	一時金					
シ	退職一時金	2				2
ス	解雇手当	1				1
セ	休業手当	1				1
ソ	諸手当	2				2
タ	その他賃金	2				2
チ	年金（企業年金・厚生年金等）					
労働条件等		42	2		1	45
ツ	労働契約	12				12
テ	労働時間	5				5
ト	休日・休暇	1				1
ナ	年次有給休暇	2	2			4
ニ	育児休業・介護休業	1				1
ヌ	時間外労働	4			1	5
ネ	安全・衛生	5				5
ノ	福利厚生制度					
ハ	社会保険	2				2
ヒ	労働保険	6				6
フ	その他の労働条件等	4				4
職場の人間関係		36	1			37
ヘ	セクハラ	1				1
ホ	パワハラ・嫌がらせ	35	1			36
その他		22	3			25
マ	その他	22	3			25

※ 1件の相談で相談事項が複数にわたる場合は該当する項目にそれぞれ計上しているため、相談件数とは一致しない。

## 2 労働相談件数の推移

年	平成29年	平成30年	平成31年・ 令和元年	令和2年	令和3年
相談件数	183件	217件	175件	120件	98件

## 3 労働悩みごと相談会

増加傾向にある労使間トラブルの相談への更なる対応を図るため、平成29年6月から委員による定期的な労働相談会を開催している。

平成30年度には、より親しみやすい相談会とするため、「労働悩みごと相談会」に名称を変更して開催した。

令和2年度から6月の相談会を庄内地域（鶴岡市もしくは酒田市）にて、平日に終日（11時～16時）で開催している。

- ・開催日時：令和3年1～3月までは、毎月第3木曜日  
令和3年4月以降は、原則、毎月第2木曜日（6月、10月除く）  
午後1時から午後2時30分まで  
1件当たり45分 委員2名対応
- ・開催場所：県庁（6月は鶴岡市勤労者会館）
- ・令和3年相談件数

1月：0件	2月：2件	3月：2件	4月：0件	5月：0件	6月：4件
7月：1件	8月：1件	9月：1件	11月：0件	12月：0件	計11件

## 4 日曜労働悩みごと相談会

10月の「個別労働関係紛争処理制度」周知月間にあわせ、労働相談会を県内4会場で開催した。

	置賜会場	庄内会場	電話相談	村山会場	最上会場	電話相談
開催日時	10月10日 10:00～15:00			10月24日 10:00～15:00		
開催場所	アケイ米沢 (米沢市)	酒田勤労者 福祉センター (酒田市)	県庁 (山形市)	大手門パル (山形市)	ゆめりあ (新庄市)	県庁 (山形市)
担当委員数	2名	3名	0名 (職員対応)	5名	2名	0名 (職員対応)
相談件数	1件	2件	2件	2件	1件	0件

## 第2 労使間トラブルの未然防止の取組み

働き方改革への関心の高まりや新型コロナウイルス感染拡大に伴う休業や雇い止め、内定取消し等の増加を背景に、労使間トラブルの未然防止の重要性が増しているため、昨年引き続き、労使間トラブルの未然防止を目的とした周知啓発に取り組んだ。



## 1 労使間トラブルの未然防止に係るチラシの配布

「これから働く皆様向け」と「使用者の皆様向け」の2種類のチラシを作成し、関係機関・団体等に配布した。

〔配布先〕 国の機関（労働局、ハローワーク、法テラス等）、各総合支庁、市町村、地域労働組合、山形県経営者協会、各商工会議所、山形県商工会連合会、大学等、子育て支援施設 他

【山形県労働委員会】

～これから働く皆様へ～

### 働くときに確認しましょう

働く前に勤務地や業務内容、勤務時間を確認すべきだった・・・

突然解雇を告げられ、受け入れてしまった・・・

○働く前に、労働契約や労働条件通知書により、労働条件を確認しましょう。  
○働き始めたら、就業規則を確認し内容を理解しておきましょう。

労働トラブルでお困りの方、お電話ください！

山形県労働委員会（県庁14階） TEL：023-630-2793

受付時間：8:30～12:00/13:00～17:15（ただし、土・日・祝日を除きます。）

こんな相談があります

**労働トラブル Q&A**

Q1 会社が遊びに行くための有給休暇を認めてくれないんだけど...

A1 有給休暇は利用目的を問われることなく取得できます。

Q2 ミスが原因で解雇されたんだけど...

A2 社会の常識にかなう納得できる理由がない解雇は無効です。

Q3 仕事でケガをしたけど、会社からは、治療費は自己負担と聞かれたけど...

A3 仕事でケガした場合は労災保険が適用され、自己負担する必要はありません。

Q4 会社が残業代を払ってくれないんだけど...

A4 会社には法定労働時間を超えた労働には、労働費を支払う義務があります。

Q5 会社をなかなか辞めさせてくれないんだけど...

A5 原則、2週間前までに申出をすれば大丈夫です。（勤務形態や就業規則の関係で申出の期間がかわってきます。）

【山形県労働委員会】

～使用者の皆様へ～

### 労使トラブルを防止しましょう

労働者とのトラブル防止のため、次のことを確認しましょう！

- 労働契約の内容は文書で渡しましょう！**  
会社は、労働者を雇うとき、どのような労働条件で雇う、雇われるかの約束を交わします。これを「労働契約」（又は「雇用契約」といいます。特に重要な項目（契約期間、仕事内容、賃金の額など）については、書面を交付して渡す必要があります。パートやアルバイトも同様です。労働契約は、トラブル防止のため、文書で渡しておくことが大切です。
- 労働条件の内容を詳しく説明しましょう！**  
労働契約締結時の労働条件と、実際の労働条件が違っている場合は、労働者は、即時に労働契約を解除することができます。そうならないためにも、労働契約締結時に労働者に本人の仕事の内容を説明しておき、労働条件の契約内容をしっかりと確認しておきましょう。
- 就業規則を作成していますか？**  
常時10人以上の労働者（パート、アルバイトを含む）を雇用している会社は、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届け出なければなりません。就業規則は、掲示したり配布したりして、労働者がいつでも内容を確認できるようにしておく必要があります。

～健全な労使関係を築くために労使間のトラブル解決に向けてお手伝いします～

山形県労働委員会（県庁14階） TEL：023-630-2793

受付時間：8:30～12:00/13:00～17:15（ただし、土・日・祝日を除きます。）

こんな相談があります！

**労働トラブル Q&A**

Q1 業に間に社員が年休を取れないと言っているのですが、拒むことはできないのでしょうか？

A1 年休は原則として、労働者の好きなときに自由に取らせなければなりません。しかし、申出のあった日に休まれないと、事業の正常な運営ができない場合には、使用者は別の日に年休を承認させることができます。ただし、必要な文書要件を確保しても、年休の申出が集中するなど、客観的にやむを得ない認められる場合に限られます。

Q2 就業命令を不服に気がつけなければならぬことは何ですか？

A2 就業規則などの根拠があれば命令できますが、社会的に妥当とされるものでなければならず、労働者の子の教育や家族の介護の状況にも配慮する必要があります。

Q3 社員自らの判断で残業した場合、労働時間として扱う必要がありますか？

A3 労働時間とは、労働者が使用者の下で労働に類しなくてはならない時間といえます。使用者が残業を承認している場合など、使用者の管理下で行われた認められる場合には、労働時間として扱う必要があります。

## 2 出前講座

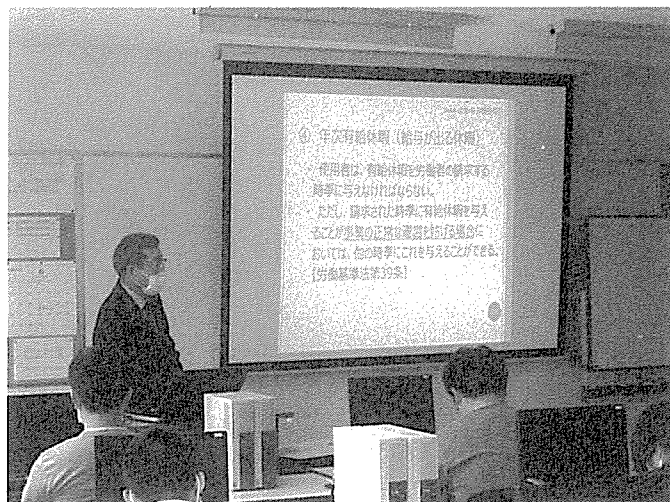
学生を対象に、ワークルールの基礎知識、労働契約の注意点及び労使間トラブルの事例等を学んでいただくとともに、労働委員会制度の周知広報を目的として、委員が講師となって行う「出前講座」を開催した。

団体	日時	受講者	受講者数	講師
山形調理師専門学校	2月3日 9:00～9:50	学生	35人	大泉委員
新庄コアカレッジ	6月28日 14:20～15:20	学生	20人	石原委員
県立農林大学校	11月4日 14:50～16:20	学生	44人	渡部委員
山形調理師専門学校	12月22日 9:00～9:50	学生	35人	丹委員

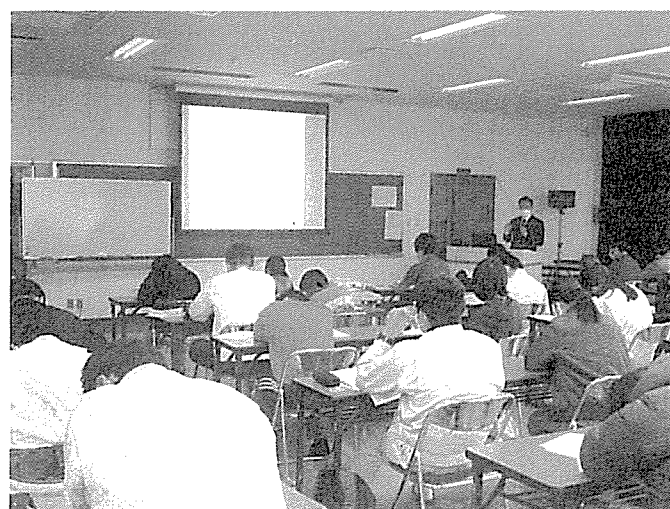
○出前講座の様子



【山形調理師専門学校】



【新庄コアカレッジ】



【県立農林大学校】

### 第3 周知広報の取組み

労働委員会制度の周知を図るため、10月の「個別労働関係紛争処理制度」周知月間にあわせて、会長記者発表及び街頭広報活動を行った。

また、大学、高等学校等への訪問PRや広報媒体等を活用した周知広報にも取り組んだ。

#### 1 会長記者発表

- (1) 日時 9月30日 14:00～14:20
- (2) 場所 山形県庁（県政記者室）
- (3) 内容 「日曜労働悩みごと相談会の開催」と「令和2年度の労働相談の状況」等を紹介

#### 2 街頭広報活動

日時	場所	内容
10月5日 16:00～17:00	「イオン山形南店」前 (山形市)	のぼり旗を掲示し、チラシ入りポケットティッシュを配布
10月12日 10:00～11:00	「ハローワーク新庄」前 (新庄市)	


**職場のお悩みありませんか？**

**日曜労働悩みごと相談会**

労働問題に詳しい労働委員会委員が親身に  
アドバイスします。  
下記電話番号へお電話でご予約下さい。

<p>10月10日（日）10:00～15:00</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アクティー米沢 (米沢市西大通1-5-5)</li> <li>○酒田勤労者福祉センター (酒田市緑町19-10)</li> </ul>	<p>10月24日（日）10:00～15:00</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○大手門パルズ (山形市木の実町12-37)</li> <li>○最上広域交流センター「ゆめりあ」 (新庄市多門町1-2)</li> </ul>
---	---

山形県労働委員会 (山形県庁14階)  
☎023-630-2793



【ポケットティッシュのチラシ】

#### 3 訪問PR

委員及び事務局職員が、大学、高等学校等を訪問し、周知広報を行った。

訪問月日	訪問先
7月19日	東北文教大学、山形新聞社、山形放送、県立保健医療大学、 県立寒河江工業高等学校、県立山辺高等学校
7月26日	県立米沢栄養大学、県立米沢女子短期大学、三友堂看護専門学校、 県立米沢商業高等学校、白鷹高等専修学校
7月29日	県立鶴岡中央高等学校、羽黒高等学校、東北公益文科大学、 県立農林大学校

#### 4 広報媒体の活用

##### (1) 市町村広報誌

23市町村の広報誌に、労働悩みごと相談会等の案内が掲載

##### (2) 求人情報誌

2求人情報誌に、あっせん等の案内が掲載

##### (3) テレビ出演

YBCの「ピヨ卵ワイド『街角伝言板』」で、日曜労働悩みごと相談会の案内を放送  
(10月4日放送)

##### (4) ラジオ放送

- ・ラジオモンスターの「村山地域耳寄り情報」及び酒田FMハーバーRADIOの「週刊庄内総合支庁ニュース」で、日曜労働悩みごと相談会の案内を放送(10月中に放送)

##### (5) 県政広報

- ・県政テレビYBCの「やまがたサンデー5」のお知らせで、日曜労働悩みごと相談会の案内を放送(10月3日放送)
- ・県政ラジオのエフエム山形「山形リビングインフォメーション」及びYBC「フレッシュインフォメーションやまがた」で、労働悩みごと相談会等の案内を放送(不定期)

##### (6) SNS

- ・ツイッター県公式アカウント及び最上総合支庁公式アカウント、フェイスブック県公式アカウント及び庄内総合支庁公式アカウントで、日曜労働悩みごと相談会等の案内を掲載

## 第 8 節 会 議

### 第 1 令和 3 年会議一覽

開催月日		会 議 名	開催地
1月	21日	第1242回定例総会	山形市
2月	18日	第1243回定例総会	庁内
3月	4日	全国労働委員会労働者側委員連絡協議会幹事会	Web参加
	22日	第1244回定例総会	庁内
4月	15日	第1245回定例総会	山形市
	19日	北海道・東北ブロック労働委員会労働者委員連絡協議会幹事会	Web開催
5月	13日	第1246回定例総会	庁内
6月	3日	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会	Web参加
	9日	北海道・東北ブロック労働委員会労働者委員連絡協議会総会	書面開催
	10日	第1247回定例総会	山形市
7月	8日	第1248回定例総会	庁内
	9日	全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会	Web参加
	9日	全国労働委員会労働者側委員連絡協議会幹事会	Web参加
8月	20日	第1249回定例総会	山形市
	26日	北海道及び東北ブロック労働委員会事務局連絡会審査・調整課長連絡会議	Web参加
9月	9日	第1250回定例総会	山形市
10月	7日	全国労働委員会労働者側委員連絡協議会幹事会	Web参加
	14日	第1251回定例総会	庁内
	28日	北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会	Web参加
11月	9日	全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会	Web参加
	11日	第1252回定例総会	庁内
	17日	全国労働委員会労働者側委員連絡協議会幹事会	Web参加
	18日	全国労働委員会公益委員連絡会議	Web参加
	18日	全国労働委員会労働者側委員連絡協議会総会	Web参加
	18日	全労委使用者委員連絡会議総会	Web参加
	18・19日	全国労働委員会連絡協議会総会	Web参加
	25日	全国労働委員会事務局審査主管課長会議	Web参加
25日	全国労働委員会事務局調整主管課長会議	Web参加	
12月	9日	第1253回定例総会	山形市

## 第 2 総 会

回	期日	付 議 事 項
1242	1月21日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報告事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和2年第5号A個別あっせん事件について</li> <li>(2) 山形大学不当労働行為救済命令取消請求控訴事件について</li> <li>(3) 令和2年(不)第1号東北芸術工科大学不当労働行為救済申立事件について</li> <li>(4) 第76回全国労働委員会連絡協議会総会の議題(案)について</li> <li>(5) 労働委員会規則の改正について</li> <li>(6) 出前講座について</li> <li>(7) 事例研究会について</li> <li>(8) 県内の争議行為及び雇用情勢等について</li> <li>(9) 労働事情報告について</li> </ol> </li> <li>2 協議事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和2年度の取組みに係る検証について(第3四半期まで)</li> <li>(2) 令和3年度の取組み(素案)について</li> </ol> </li> <li>3 その他               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 年間スケジュールについて</li> </ol> </li> </ol>
1243	2月18日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報告事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 労働悩みごと相談会について</li> <li>(2) 令和2年第5号A個別あっせん事件について</li> <li>(3) 山形大学不当労働行為救済命令取消請求控訴事件について</li> <li>(4) 出前講座について</li> <li>(5) 令和3年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」及び「会長連絡会議」について</li> <li>(6) 令和3年度全国労働委員会会長連絡会議の中止について</li> <li>(7) 労働委員会規則の改正について</li> <li>(8) 調整事件の管轄に関する中央労働委員会からの通知について</li> <li>(9) 県内の争議行為及び雇用情勢等について</li> <li>(10) 労働事情報告について</li> </ol> </li> <li>2 協議事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和3年度の取組み(案)について</li> </ol> </li> <li>3 その他               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 年間スケジュールについて</li> </ol> </li> </ol>
1244	3月22日	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 報告事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) あっせん員候補者の委嘱について</li> <li>(2) 労働悩みごと相談会について</li> <li>(3) 令和2年第5号A個別あっせん事件について</li> <li>(4) 労働悩みごと相談会チラシ等について</li> <li>(5) 令和3年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会「総会」及び「会長連絡会議」について</li> <li>(6) 県内の争議行為及び雇用情勢等について</li> <li>(7) 労働事情報告について</li> </ol> </li> <li>2 協議事項               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 令和3年度の取組み(案)について</li> </ol> </li> <li>3 その他               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 年間スケジュールについて</li> <li>(2) 月刊誌「中央労働時報」の購読について</li> <li>(3) 事務局職員の異動について</li> </ol> </li> </ol>

回	期日	付 議 事 項
1245	4月15日	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 労働悩みごと相談会について</p> <p>(2) あっせん員候補者の委嘱について</p> <p>(3) 山形大学不当労働行為救済命令取消請求控訴事件について</p> <p>(4) 令和2年(不)第1号東北芸術工科大学不当労働行為救済申立事件について</p> <p>(5) 令和3年度定例総会労働事情報告について</p> <p>(6) 委員の会議・研修計画について</p> <p>(7) 研修会について</p> <p>(8) 未然防止チラシ等について</p> <p>(9) 令和2年度の取組み実績について</p> <p>(10) 県内の争議行為及び雇用情勢等について</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 出前講座について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 年間スケジュールについて</p>
1246	5月13日	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 令和2年(不)第1号東北芸術工科大学不当労働行為救済申立事件について</p> <p>(2) 研修会について</p> <p>(3) 出前講座について</p> <p>(4) 労働委員会規則の改正について</p> <p>(5) 今後の労働委員会の在り方検討について</p> <p>(6) 県内の争議行為及び雇用情勢等について</p> <p>(7) 労働事情報告について</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 委員の訪問PRについて</p> <p>(2) 日曜労働悩みごと相談会について</p> <p>(3) 令和3年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会運営委員会について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 年間スケジュールについて</p>
1247	6月10日	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 山形大学不当労働行為救済命令取消請求上告事件について</p> <p>(2) 令和2年(不)第1号東北芸術工科大学不当労働行為救済申立事件について</p> <p>(3) 日曜労働悩みごと相談会について</p> <p>(4) 委員訪問PRについて</p> <p>(5) 労働悩みごと相談会チラシについて</p> <p>(6) 委員会会議・研修計画について</p> <p>(7) 令和3年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会について</p> <p>(8) 県内の争議行為及び雇用情勢等について</p> <p>(9) 労働事情報告について</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 研修会について</p> <p>3 その他</p> <p>(1) 年間スケジュールについて</p>

回	期日	付 議 事 項
1248	7月8日	1 報告事項 (1) 労働悩みごと相談会について (2) 令和2年(不)第1号東北芸術工科大学不当労働行為救済申立事件について (3) 委員訪問PRについて (4) 今後の労働委員会の在り方検討について (5) 県内の争議行為及び雇用情勢等について 2 協議事項 (1) 令和3年度の取組みに係る検証について(第1四半期まで) (2) 最上地域における日曜労働悩みごと相談会の周知広報強化について (3) 出前講座について 3 その他 (1) 年間スケジュールについて
1249	8月20日	1 報告事項 (1) 労働悩みごと相談会について (2) 委員訪問PRについて (3) 全国労働委員会連絡協議会第2回運営委員会について (4) 個別労働紛争解決研修(基礎研修)について (5) 令和3年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会について (6) 令和3年度公労使委員合同研修について (7) 令和3年度公労使委員個別紛争専門研修について (8) 研修会について (9) 県内の争議行為及び雇用情勢等について (10) 労働事情報告について 2 協議事項 (1) 出前講座について (2) 今後の労働委員会の在り方検討について (3) 令和4年度における取組みについて 3 その他 (1) 年間スケジュールについて
1250	9月9日	1 報告事項 (1) 労働悩みごと相談会について (2) 令和2年(不)第1号東北芸術工科大学不当労働行為救済申立事件について (3) 日曜労働悩みごと相談会について (4) 令和3年度公労使委員合同研修について (5) 第76回全国労働委員会連絡協議会総会について (6) 出前講座について (7) 県内の争議行為及び雇用情勢等について 2 協議事項 (1) 労働事情等調査(企業視察)について 3 その他 (1) 年間スケジュールについて (2) 月刊誌「中央労働時報」の購読について



回	期日	付 議 事 項
1251	10月14日	1 報告事項 (1) 令和3年第1号B個別あっせん事件について (2) 日曜労働悩みごと相談会について (3) 個別労働紛争解決研修(基礎研修)について (4) 県内の争議行為及び雇用情勢等について (5) 労働事情報告について 2 協議事項 (1) 令和3年度の取組みに係る検証について(第2四半期まで) 3 その他 (1) 年間スケジュールについて (2) 第2回研修会について
1252	11月11日	1 報告事項 (1) 令和3年第1号B個別あっせん事件について (2) 日曜労働悩みごと相談会について (3) 令和3年度北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会について (4) 出前講座について (5) 全国労働委員会連絡協議会第3回運営委員会について (6) 県内の争議行為及び雇用情勢等について 2 その他 (1) 年間スケジュールについて
1253	12月9日	1 報告事項 (1) 令和3年第1号B個別あっせん事件について (2) 令和3年第1号Aあっせん事件について (3) 令和2年(不)第1号東北芸術工科大学不当労働行為救済申立事件について (4) 第76回全国労働委員会連絡協議会総会について (5) 令和3年度公労使委員個別紛争専門研修について (6) 令和3年度東北地区労使関係セミナーについて (7) 個別労働紛争解決研修(基礎研修)について (8) 出前講座について (9) 県内の争議行為及び雇用情勢等について (10) 労働事情報告について 2 その他 (1) 年間スケジュールについて

### 第3 公益委員会議

回	期日	議 題	審 議 内 容
509	1月21日	1 労働者委員候補者の推薦に係る労働組合の資格審査について 2 令和2年(行コ)第8号山形大学不当労働行為救済命令取消請求控訴事件に係る対応方針(和解条項ほか)の決定について	1 適合するものと決定 2 裁判官提示の和解条項について、組合(補助参加人)が応じられないとしたことを踏まえ、当委員会としても受け入れられない旨決定
510	3月26日	令和2年(行コ)第8号山形大学不当労働行為救済命令取消請求控訴事件に係る判決について	・上告及び上告受理申立てを行うことを決定 ・訴訟代理人の選任 ・指定代理人の指定
511	5月13日	令和3年(行サ)第5号山形大学不当労働行為救済命令取消請求上告事件及び令和3年(行ノ)第4号同上告受理申立事件に係る上告及び上告受理申立理由書(案)の決定について	・上告及び上告受理申立理由書の検討
512	5月24日	令和3年(行サ)第5号山形大学不当労働行為救済命令取消請求上告事件及び令和3年(行ノ)第4号同上告受理申立事件に係る上告及び上告受理申立理由書(案)の決定について	・上告及び上告受理申立理由書の決定
513	6月10日	不当労働行為救済申立事件業務処理要領の改正について	・左記業務処理要領の改正について審議
514	8月20日	1 不当労働行為救済申立事件業務処理要領の改正について 2 労働組合資格審査業務処理要領の改正について	・左記業務処理要領の改正について審議・決定

回	期日	議 題	審 議 内 容
515	10月14日	労働者委員候補者の推薦に係る労働組合の資格審査について	・適合するものと決定
516	12月9日	地方公営企業等の非組合員の範囲の認定業務処理要領の改正について	・左記業務処理要領の改正について審議・決定

#### 第4 主な各種連絡会議

会議名	期 日 開催地	議 題
1 全国労働委員会連絡協議会総会	11月18日・19日 (Web会議)	1 運営委員長報告 2 事務局長報告 3 講演「雇用類似の働き方と労使関係」 元中央労働委員会会長代理 鎌田 耕一 氏 4 議題審議 (1) 労働委員会に置ける口外禁止条項の取扱いについて - 経験又は見解の交流 - (2) 労働委員会におけるデジタル化に向けた現状と課題について - 経験又は見解の交流 - (3) 被申請者のあっせん不応諾に対する説得について - 経験又は見解の交流 -
2 全国労働委員会事務局審査主管課長会議	11月25日 (Web会議)	1 審議官挨拶及び業務概況説明 2 議題 (1) 新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した調査・審問の実施に係る取組みと課題 (2) 資格審査を巡る諸課題 (3) 押印廃止の実務への影響 3 報告
3 全国労働委員会事務局調整主管課長会議	11月25日 (Web会議)	1 中央労働委員会事務局からの説明 (1) 調整業務の運営について 2 都道府県労働委員会からの事例報告 3 都道府県労働委員会からの業務報告
4 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会総会	6月3日 (Web会議)	1 議事 (1) 第76回全国労働委員会連絡協議会総会へブロックとして提出する議題について (2) 令和2年度決算について (3) 令和3年度予算(案)について (4) 監事の選任について (5) 次期全国労働委員会連絡協議会運営委員の選出について (6) 令和4年度総会及び研修会の開催時期及び開催地について (7) 令和2年取扱事件とその傾向及び特異事件について 2 研修 (1) 労働組合法上の労働者性と不当労働行為の成否について (2) あっせん案における「口外禁止情報」について

会議名	期 日 開催地	議 題
5 北海道及び東北六県労働委員会連絡協議会研修会	10月28日 (Web会議)	1 基調講演「近代法継受と合意による解決」 宮城県労働委員会会長 水野 紀子 氏 2 研修課題 (1) 勤務態度の不良を理由に発令された自宅待機命令の継続理由として、同命令後に当該職員が加入した合同労組の活動への嫌悪が疑われる場合の不当労働行為該当性について (2) アルコール検査結果を基になされた組合員の異動命令の撤回を求めるあっせん事案への対応について
6 北海道及び東北六県労働委員会事務局連絡会 審査・調整主管課長連絡会議	8月26日 (Web会議)	1 研修（研修議題） (1) 公益委員会議のウェブ会議による開催等について (2) 不当労働行為救済申立事件に係る書面の提出方法等について (3) 労働委員会におけるデジタル化に向けた現状と課題について (4) 押印廃止に係る労働委員会規則の改正に関する対応について (5) 不当労働行為事件における答弁書の提出期限及び審査の目標期間について (6) 調整事件に係る事務局とあっせん員との事前打合わせの進め方について (7) あっせん員候補者（事務局職員）向けのスキルアップについて (8) パワーハラスメントに関する相談における都道府県労働局との連携状況について (9) 在宅勤務の実施状況と労働相談の体制について (10) 「個別労働紛争処理制度周知月間」における広報活動の状況について (11) 労使紛争の未然防止に向けた新たな取組みについて

※全国労働委員会会長連絡会議（6月11日 長崎県）及び同事務局長連絡会議（6月10日 同県）は開催中止。

## 第9節 研 修

### 第1 委員研修

#### 1 全国労働委員会連絡協議会研修

研 修 名	期 日	受 講 者 数
公労使委員合同研修・全体研修 (Web開催)	9月2日	2名
公労使委員合同研修・独自研修 (Web開催)	9月3日	3名
公労使委員個別紛争専門研修 (Web開催)	12月6日～7日	3名

#### 2 中央労働委員会研修

研 修 名	期 日	受 講 者 数
東北地区労使関係セミナー (YouTube配信)	11月下旬～	3名

#### 3 研修会及び事例研究

研修名	期 日	テーマまたは事例	講師または担当委員
研修会 (リモートによる講演)	1月26日	個別労働紛争の解決について	山形労働局紛争調整委員 弁護士 宇野和娘 氏
事例研究会	2月18日	令和2年第2号B個別あっせん事件 令和2年第4号D個別あっせん事件	主任あっせん員 ほか
研修会	7月8日	労働委員会での経験を振り返って	山形大学名誉教授 前山形県労働委員会会長 立松 潔 氏
研修会 (リモートによる講演)	10月29日	同一労働同一賃金 ー判例の動向から考えるー	中央労働委員会 東日本区域地方調整委員 成蹊大学法学部教授 原 昌登 氏
研修会 (リモートによる講演)	11月11日	多様な働き方 ー副業・兼業、 フリーランスの問題を中心にー	

4 個別労働紛争解決研修 主催：公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

研 修 名	開催方法	ライブ動画 配信期日	受 講 者 数
個別労働紛争解決研修 (基礎研修)	・事前学習：オンデマンド 動画配信 ・研修：ライブ動画配信	7月29日	1名
		10月2日	1名
		12月2日	1名

5 基礎研修 主催：山形県労働委員会事務局

内 容	期 日	受 講 者 数
あっせんなどの進め方	4月15日	1名
労働法に関する過去の重要判例	7月8日	1名

## 第2 事務局職員研修

### 1 中央労働委員会研修

研 修 名	期 日	受 講 者 数
事務局職員個別紛争専門研修 (Web開催)	1月28日～29日	1名
	7月1日～2日	1名
事務局職員中央研修 (DVD資料による研修)	—	1名
事務局職員専門研修 (Web開催)	第1回目:11月9日 (第2回目: 令和4年1月25日)	1名

### 2 その他

研 修 名	期 日	受 講 者 数
山形県労働学院	10月28日～29日	1名





第 3 章

統 計 諸 表

# 第1表 取扱開始事件数の推移

昭和21.3～令和3.12

(単位:件)

年次	調 整 事 件					不当労働 行為事件
	集 団 的 労 使 紛 争				個別労使紛争	
	あつせん	調 停	仲 裁	計	あつせん	
昭和21年 ～30年	93	16		109		36
31年 ～40年	109	1		110		50
41年 ～50年	183			183		803
51年 ～60年	79			79		1,043
61年 ～平成7年	31	8		39		124
8年 ～17年	51			51	10	9
18年 ～27年	42			42	18	5
28年	2			2	6	
29年	3			3	1	
30年					6	
31年・ 令和元年					2	
2年	1			1	5	1
3年	1			1	2	
累 計	595	25		620	50	2,071

## 第2表 調整事件数(手続事由別)

昭和21.3～令和3.12

(単位:件)

手続事由	昭和 21年 30年	31年 40年	41年 50年	51年 60年	61年 平成 7年	8年 17年	18年 27年	28年	29年	30年	31年・ 令和 元年	2年	3年	計
双方申請	(5) 6	1	2	1	2									(5) 12
労側申請	(9) 101	97	138	60	(8) 35	50	41	1	3				1	(17) 527
使側申請	(2) 2	11	41	17	1	1	1	1				1		(2) 76
知事請求		(1) 1												(1) 1
職権開始			2	1	1									4
計	(16) 109	(1) 110	183	79	(8) 39	51	42	2	3			1	1	(25) 620

- (注) 1 ( )内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。  
2 複数年にまたがって係属した事件については、係属した年次に計上した。

## 第3表 調整事件数(終結事由別)

昭和21.3～令和3.12

(単位:件)

終結事由	昭和 21年 30年	31年 40年	41年 50年	51年 60年	61年 平成 7年	8年 17年	18年 27年	28年	29年	30年	31年・ 令和 元年	2年	3年	計
不開始				2	5	4								11
取下げ (調整前)	(3) 10	4	4	7	1	2	3		1					(3) 32
解決	(10) 79	72	112	42	(3) 19	29	14	1	1					(13) 369
不調	(2) 2	(1) 1			(2) 2									(5) 5
打切り	13	29	52	23	(2) 9	15	23	2	1			1		(2) 168
取下げ (調整後)	(1) 5	4	15	5	(1) 3	1	1							(2) 34
計	(16) 109	(1) 110	183	79	(8) 39	51	41	3	3			1		(25) 619
翌年繰越							2	1					1	

- (注) 1 ( )内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。  
2 複数年にまたがって係属した事件については、終結した年次に計上した。

## 第4表 調整事件数(産業別)

昭和21.3～令和3.12

産業		年	昭和 21年 30年	31年 40年	41年 50年	51年 60年	61年 平成 7年	8年 17年	18年 27年	28年	29年	30年	31年・ 令和 元年	2年	3年	計
業	金 属		1	5	1											7
	石 炭		(1)													(1)
	そ の 他		10	2	8											20
			(4)													(4)
			16	4	1		4									25
建 設 業				6	2	6			1						1	16
業	食 料 品			2	4	2		1	1							10
	織 維 工 業 品		11	15	31	1		2								60
	木 材 製 品		14	10	4	1										29
	出 版 刷			1	2			1								4
	化 学		(5)													(5)
			12	4												16
	窯 土 石 製 品		8	3	4											15
	金 機 属 器		(2)													(2)
		22	16	23	8	3	3	1							76	
	そ の 他		(1)												(1)	
			4	1	8	4		3	2						22	
電 水	気・ガス・ 道 業		1	1	3	2										7
運 通	輸 信 業		(2)												(2)	
			2	10	27	37	3	5	4	1					89	
卸 売・小 売 業	飲 食 店			11	28			6	7		1				53	
金 保	融 險 業		1	5	8	1			1						16	
不 動 産 業	業 賃 貸 業								1						1	
サ ー ビ ス 業			(1)												(1)	
			6	8	22	13	10	21	5		2				87	
医 療・福 祉			(1)				(8)								(9)	
			6	6	2	16	5	7	1						43	
教 育・学 習 業	支 援 業							5						1	6	
公 務			1		1	2	3	4	7						18	
計			(16)	(1)			(8)								(25)	
			109	110	183	79	39	51	42	2	3			1	1	620

(注) 1 ( )内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。

2 複数年にまたがって係属した事件については、係属した年次に計上した。

## 第5表 調整事件数(調整事項別)

昭和21.3～令和3.12

(単位:件)

調整事項	昭和21年 30年	31年 40年	41年 50年	51年 60年	61年 平成 7年	8年 17年	18年 27年	28年	29年	30年	31年・ 令和 元年	2年	3年	計
組合承認 組合活動	12	1	15	5	1	1								35
協約締結 全面改定	(2) 9		3			1	1		1					(2) 21
協約効力・解釈	(1) 2	3	1		2	1	2	1	1					(1) 13
賃金 等	賃金増額	(5) 25	(1) 48	59	26	(6) 16	2							(12) 176
	一時金	(1) 8	(1) 25	42	17	(1) 7	3	3						(3) 105
	諸手当	(4) 6	16	10	1		4							(4) 37
	その他賃金 に関するもの	(2) 9	23	14	10	1	2	3						(2) 62
	退職一時金 年金	10	8	24	1	1	9	2						55
	解雇手当 休業手当	2	2	1	2		6	5		1				19
給与 以外の 労働 条件	労働時間	1	7	17										25
	休日・休暇	2	1	13	2		2	1		1				22
	作業方法の 変更													
	定年制			2										2
	その他		1	3	2			2						8
経営 又 は 人 事	事業休廃止 縮小 合併 営業譲渡	13	6	4	1		2							26
	人員整理	(3) 7		2			1	1						(3) 11
人 事	配置転換			3		4	3	3						13
	解雇	(2) 24	12	7	5	1	7	16	1	1			1	(2) 75
	その他	2	2	3	7	1	3							18
福利厚生			9	1		1								11
団交促進	5	16	47	20	13	23	15		1			1		141
事前協議制					2									2
その他	(2) 35	65	18	4		1	4		2				1	(2) 130
計	(22) 172	(2) 242	297	104	(7) 49	72	58	2	8			1	2	(31) 1,007

- (注) 1 ( )内は調停に係る事件数を再掲した。なお、仲裁の事例はない。  
 2 複数年にまたがって係属した事件については、係属した年次に計上した。  
 3 調整事項が複数の事件については、それぞれの欄に掲げた。

## 第6表 個別労働関係紛争のあっせん事件数

(終結事由別件数 平成13.10～令和3.12)

(単位:件)

終 結 事 由	13年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年	29年	30年	31年・ 令和 元年	2年	3年	計
解 決	2	3	1		2	1	2	1	12
打 切	3	9	5		3	1	2		23
取 下	2	2			1	1			6
不 開 始	3	4						1	8
計	10	18	6		6	3	4	2	49

(あっせん事項別件数 平成13.10～令和3.12)

(単位:件)

あ っ せ ん 事 項	13年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年	29年	30年	31年・ 令和 元年	2年	3年	計
経営又は人事	5	11	1		2	1	1	1	22
解雇	2	5			2	1	1		11
配置転換、出向・転籍		2	1						3
復職	1	1							2
懲戒処分		1							1
退職	2	1						1	4
勤務延長、再雇用									
その他経営又は人事		1							1
賃金等	4	4	4	1	1	1	2		17
賃金未払い	1		2	1	1	1	1		7
賃金増額									
賃金減額		1	1				1		3
一時金									
退職一時金	1	1	1						3
解雇手当	2								2
休業手当									
諸手当		2							2
その他賃金									
年金(企業年金・厚生年金等)									
労働条件等		2			1	2	1	1	7
労働契約					1				1
労働時間		1				1			2
休日・休暇						1			1
年次有給休暇							1	1	2
育児休業・介護休業									
時間外労働									
安全・衛生									
福利厚生制度									
社会保険									
労働保険									
その他の労働条件等		1							1
職場の人間関係		3	1		2	2	1	1	10
セクハラ									
パワハラ・嫌がらせ		3	1		2	2	1	1	10
その他	1	2					1	1	5
その他	1	2					1	1	5
計	10	22	6	1	6	6	6	4	61

- (注) 1 個別労働関係紛争のあっせんは平成13年10月1日より開始。  
2 あっせん事項が複数の事件については、それぞれの欄に掲げた。

# 第7表 不当労働行為救済申立事件の審査状況

昭和 21.3～令和3.12

(単位:件)

項目	年	昭和 21年 30年	31年 40年	41年 50年	51年 60年	61年 平成 7年	8年 17年	18年 27年	28年	29年	30年	31年・ 令和 元年	2年	3年	計
	前年からの繰越									1	1	1	1		1
新規申立数		36	50	803	1,043	124	9	5					1		2,071
法 第 7 条 該 当 号	1	23	8	10	3										44
	2	1	7	8	3	1		3							23
	3	2	4	6	1	3	1	1							18
	4			1											1
	1・2		2			1									3
	1・3	7	21	769	1,030	115	1	1					1		1,945
	1・4														
	1・2・3	2	4	4	4	3	4								21
	1・2・3・4				1										1
	1・2・4						1								1
	1・3・4														
	2・3	1	4	4	1	1	2								13
3・4			1											1	
申 立 人	組 合	26	48	45	14	11	9	5					1		159
	個 人	9	2	758	1,029	110									1,908
	組合+個人	1				3									4
終 結 状 況	命 令 ・ 決 定	救 済			1		1								2
	処罰請求	4													4
	一部救済	1	5	12		4	1					1		24	
	棄 却	4	1	1	3									9	
	却 下	1			(1)	7								8	
	和 解	13	24	8	16	249	7	2						319	
	取 下	13	18	771	682	217	1	2						1,704	
所 要 日 数	最 長							167				1,306			
	最 短							48				1,306			
	平 均							108				1,306			
翌年へ繰越し							1	1	1	1		1	1		

(注1)昭和51年～60年「却下」欄( )書きは、申立人が2組合で、その内1組合について却下したものである。

(注2)法第7条該当号欄の右欄の数字は、以下のことを示している。

- 1:1号該当(組合活動への参加を理由とするなどにより、不利益な取扱いをすること。)
- 2:2号該当(団体交渉をすることを、正当な理由がなくて拒むこと。)
- 3:3号該当(組合の運営に支配介入することや経理上の援助をすること。)
- 4:4号該当(労働委員会に申立てたことなどを理由に、報復的な措置をすること。)

(注3)「終結状況」欄の「命令・決定」のうち、「処罰請求」は昭和22年・23年に旧労働組合法の規定に基づき行った。

第8表 不当労働行為救済申立事件数(産業別)

昭和21.3～令和3.12

(単位:件)

年		昭和 21年 ～ 30年	31年 ～ 40年	41年 ～ 50年	51年 ～ 60年	61年 ～ 平成 7年	8年 ～ 17年	18年 ～ 27年	28年	29年	30年	31年・ 令和 元年	2年	3年	計
産 業	金 属	1	3												4
	石 炭	3													3
	そ の 他	2	5	1											8
建 設 業				1	2										3
製 造 業	食 料 品		3				1								4
	繊維工業 繊維製品	5	3	1											9
	木 材 木 製 品	4	3												7
	出 版 印 刷	3													3
	化 学	2	5												7
	窯 業 土 石 製 品			1											1
	金 属 機 器	9	11	22	7	1									50
	そ の 他	2													2
電 気・ガ ス・ 水 道 業				3											3
運 輸・通 信 業		2	5	6	8	2	1								24
卸 売・小 売 業・ 飲 食 店			6	6				1							13
金 融・保 険 業				1	1			1							3
サ ー ビ ス 業		3	3	1		3	5								15
医 療・福 祉			3	2		5	1								11
教 育・学 習 支 援 業								1					1		2
公 務				756	1,025	113	1	2							1,897
分 類 不 能				2											2
計		36	50	803	1,043	124	9	5					1		2,071

(注) 昭和24年6月の労組法改正前には旧労組法第11条(処罰請求)の申立があった。



## 第9表 不当労働行為救済申立事件係属数の推移

昭和21.3～令和3.12

(単位:件)

年次	係属事件数			年次	係属事件数		
	新規申立	前年からの繰越	計		新規申立	前年からの繰越	計
昭和21年～25年	24		24	平成元年	2	325	327
26年～30年	12		12	2年	1	325	326
31年～35年	29		29	3年	1	324	325
36年～40年	21	5	26	4年		252	252
41年	2	2	4	5年	1		1
42年	2	1	3	6年		1	1
43年	2	1	3	7年	1		1
44年	109	2	111	8年		1	1
45年	649	105	754	9年	1	1	2
46年	9	580	589	10年			
47年	2	560	562	11年	2		2
48年	10	2	12	12年	1	1	2
49年	6	3	9	13年	1	1	2
50年	12	7	19	14年	2		2
51年	1	12	13	15年	2	2	4
52年	3	12	15	16年		3	3
53年	1	1	2	17年			
54年	1		1	18年			
55年	5		5	19年	1		1
56年	2	4	6	20年	1	1	2
57年	4	5	9	21年			
58年	793	1	794	22年			
59年	128	794	922	23年			
60年	105	917	1,022	24年			
61年	110	354	464	25年	2		2
62年	3	319	322	26年		1	1
63年	5	321	326	27年	1		1
				28年		1	1
				29年		1	1
				30年		1	1
				31年・令和元年		1	1
				2年	1		1
				3年		1	1
				計	2,071	-	-

# 第10表 労働組合の資格審査状況

昭和24.6～令和3.12

(単位:件)

年	申請事由	法人登記のため	不当労働行為の救済	申立てのため	労働者委員候補者	※必要と認められたものに 総会において特	調整申請のため	合計	処 理 状 況				
									資格あり	資格なし	取下げ又は打切り	補正勧告したもの	次年に繰越
昭和24年～30年		45	7	453	8	17	530	511	5	14	199		
31年～40年		81	48	462	15		606	532		74	167		
41年～50年		26	46	244	8		324	272		51	100		
51年～60年		12	17	114	5		148	70	2	80	1		
61年～平成7年		1	21	17	1		40	26		14			
8年～平成17年			13	10			23	13		7	1		
18年～平成25年			6	10			16	10		4			
26年										2			
27年			1	2			3	2				1	
28年												1	
29年				1			1	1				1	
30年								1					
31年・令和元年				1			1	1					
2年			1				1					1	
3年				2			2	2				1	
計		165	160	1,316	37	17	1,695	1,441	7	246	468	-	

※ 総会において特に必要と認められたもの(職安法による労働者供給事業許可申請のため、その他)

# 参 考 资 料

歴代会長・会長代理一覧

期別	期 間	会 長	会 長 代 理
1	昭和21. 3. 28 ~ 22. 3. 27	大熊 信 行	長谷部 元 伸
2	22. 3. 28 ~ 23. 4. 27	森 平 三 郎	吉 野 惺
3	23. 4. 28 ~ 24. 4. 27	伊 藤 信 道	石 田 孝一郎
4	24. 4. 28 ~ 25. 4. 27	小 林 正 一	石 田 孝一郎
5	25. 4. 28 ~ 26. 5. 24	小 林 正 一	石 田 孝一郎
6	26. 5. 25 ~ 27. 5. 24	小 林 正 一	大 平 禎 介
7	27. 5. 25 ~ 28. 6. 25	大 熊 信 行	大 平 禎 介
8	28. 6. 26 ~ 29. 12. 24	大 熊 信 行	山 口 弘 三
9	29. 12. 25 ~ 31. 3. 8	山 口 弘 三	片 岡 潔
10	31. 3. 9 ~ 32. 3. 8	山 口 弘 三	片 岡 潔
11	32. 3. 9 ~ 33. 3. 10	山 口 弘 三	片 岡 潔
12	33. 3. 11 ~ 34. 3. 25	山 口 弘 三	片 岡 潔
13	34. 3. 26 ~ 35. 3. 25	山 口 弘 三	片 岡 潔
14	35. 3. 26 ~ 36. 3. 25	山 口 弘 三	片 岡 潔
15	36. 3. 26 ~ 37. 3. 25	山 口 弘 三	片 岡 潔
16	37. 3. 26 ~ 38. 5. 26	山 口 弘 三	片 岡 潔
17	38. 5. 27 ~ 39. 5. 31	山 口 弘 三	片 岡 潔
18	39. 6. 1 ~ 40. 7. 9	山 口 弘 三	片 岡 潔
19	40. 7. 10 ~ 41. 8. 11	山 口 弘 三	片 岡 潔
20	41. 8. 12 ~ 43. 8. 11	山 口 弘 三	片 岡 潔
21	43. 8. 12 ~ 45. 8. 11	山 口 弘 三	片 岡 潔
22	45. 8. 17 ~ 47. 8. 16	山 口 弘 三	設 楽 作 巳
23	47. 8. 30 ~ 49. 8. 29	山 口 弘 三	設 楽 作 巳
24	49. 12. 1 ~ 51. 11. 30	山 口 弘 三	設 楽 作 巳
25	51. 12. 27 ~ 53. 12. 26	山 口 弘 三	設 楽 作 巳
26	54. 3. 22 ~ 56. 3. 21	設 楽 作 巳	中 山 悟 郎
27	56. 3. 22 ~ 58. 3. 21	設 楽 作 巳	柿 崎 榮 治
28	58. 3. 22 ~ 60. 3. 21	設 楽 作 巳	柿 崎 榮 治
29	60. 3. 22 ~ 62. 3. 21	設 楽 作 巳	柿 崎 榮 治
30	62. 3. 22 ~ 平成元. 3. 21	設 楽 作 巳	柿 崎 榮 治
31	平成元. 3. 22 ~ 3. 3. 21	設 楽 作 巳	柿 崎 榮 治
32	3. 3. 22 ~ 5. 3. 21	設 楽 作 巳	柿 崎 榮 治
33	5. 3. 22 ~ 7. 3. 21	設 楽 作 巳	柿 崎 榮 治
34	7. 3. 22 ~ 9. 3. 21	設 楽 作 巳	濱 田 宗 一
35	9. 3. 22 ~ 11. 3. 21	設 楽 作 巳	濱 田 宗 一
36	11. 3. 22 ~ 13. 3. 21	濱 田 宗 一	立 松 潔
37	13. 3. 22 ~ 15. 3. 21	濱 田 宗 一	立 松 潔
38	15. 3. 22 ~ 17. 3. 21	濱 田 宗 一	立 松 潔
39	17. 3. 22 ~ 19. 3. 21	濱 田 宗 一	立 松 潔
40	19. 3. 22 ~ 21. 3. 21	濱 田 宗 一	立 松 潔
41	21. 3. 22 ~ 23. 3. 21	濱 田 宗 一	立 松 潔
42	23. 3. 22 ~ 25. 3. 21	立 松 潔	浜 田 敏
43	25. 3. 22 ~ 27. 3. 21	立 松 潔	浜 田 敏
44	27. 3. 22 ~ 28. 2. 21	立 松 潔	浜 田 敏
	28. 2. 22 ~ 29. 3. 21	立 松 潔	山 上 朗
45	29. 3. 22 ~ 31. 3. 21	立 松 潔	山 上 朗

期別	期 間	会 長	会 長 代 理
46	31. 3. 22 ~ 令和 3. 3. 21	立 松 潔	山 上 朗
47	令和 3. 3. 22 ~ 5. 3. 21	山 上 朗	村 山 永



山形県民の歌

(昭和57年3月31日告示)

最上川

昭和天皇御製  
島崎赤太郎作曲

広き野をながれゆけども最上川

うみに入るまでにごらざりけり

令和3年

山形県労働委員会年報

令和4年3月発行

山形県労働委員会事務局

山形市松波二丁目8-1

TEL 023-630-2792

FAX 023-630-3160